一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県木曽郡木曽町開田高原西野八八九の七、八八九の一二
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県大町市美麻字宮林一二五一三の一、字カイバ一二五九七の口、一二六〇八の口、字松峰一二六四六、字日影一二七一三から一二七一五まで、一二七一六のイ、一二七三四のイ、字反畑一二八七四の一、一二八七四の口、一二八八一、一三〇五一の二、一三〇六二のイ、一三〇六四、字百畑一二八八二、一三〇六〇の口、一三〇六一の一、一三〇六一の二、字中島一三〇六二の口、一三〇七六、字中釣根二八五三八のイ、二八五三八の口、字坂道二八五六七、二八五六九、字横道二八五六八、字欠下二八五七三、字ウトウ二八五七五、二八五七八の口、字峯二八五七四、字ヲカノ入二八五七六、字袖ノ坂二八六〇五、字向ヒ平三〇三八〇の口、字沢端三〇四七五の一、三〇四七五の二、三〇五〇一のイ、三〇五〇二、三〇五〇三の一、三〇五〇三のイ、字家ノ下三〇五〇四のイ、三〇五〇四の口、三〇五〇四の八、三〇五〇五の口、三〇五〇六の口、三〇五〇八の口、三〇五〇八のホ、三〇五〇八のへの一、三〇五〇八のト
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字カイバ一二五九七の口、一二六〇八の口、字松峰一二六四六、字日影一二七一三、一二七一四、一二七一六のイ、一二七三四のイ、字反畑一二八七四の一、一二八七四の口、一二八八一、一三〇五一の二、一三〇六二のイ、一三〇六四、字百畑一二八八二、一三〇六〇の口、一三〇六一の一、一三〇六一の二、字中島一三〇六二の口、一三〇七六、字向ヒ平三〇三八〇の口（次の図に示す部分に限る。）、字沢端三〇四七五の一、三〇四七五の二、三〇五〇一のイ、三〇五〇二・三〇五〇三のイ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字家ノ下三〇五〇四のイ、三〇五〇四の口、三〇五〇五の口、三〇五〇六の口、三〇五〇八の口、三〇五〇八のホ、三〇五〇八のへの一、三〇五〇八のト
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省経済産業省告示第二号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、農林水産省から交付する平成二十六年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一

農林水産業におけるロボット技術開発実証事業（研究開発）に係る補助金
農林水産業の革新的技術緊急展開事業に係る補助金

○農林水産省環境省告示第七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十七年五月二十九日から適用する。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　望月　義夫

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に、「第二条第五項」を「第二条第九項」に改める。

一　ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）の防除に関する件（平成十七年六月農林水産省環境省告示第八号）
二　プロキュオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件（平成十七年六月農林水産省環境省告示第九号）
三　フイリマングースの防除に関する件（平成十七年六月農林水産省環境省告示第十号）
四　ムンティアクス・レエヴェスィ（キョン）の防除に関する件（平成十七年六月農林水産省環境省告示第十一号）
五　カニクイアライグマ等の防除に関する件（平成十八年二月農林水産省環境省告示第三号）

○経済産業省告示第百十六号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、経済産業省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は全国中小企業団体中央会から交付する平成二十六年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十七年五月二十六日

経済産業大臣　宮沢　洋一

一　経済産業省から交付する特定補助金等
　次世代エネルギー技術実証事業に係る補助金
　ふるさと名物応援事業のうち、ふるさと名物等支援事業に係る補助金
　ふるさと名物応援事業のうち、小規模事業者等・ふるさと名物開発等支援事業に係る補助金
二　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する特定補助金等
　中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業に係る助成金
　研究開発型ベンチャー支援事業に係る助成金
三　全国中小企業団体中央会から交付する特定補助金等
　ものづくり・商業・サービス革新事業に係る助成金

○環境省告示第七十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項第十一号の規定に基づき、昭和五十五年三月環境庁告示第二十三号（国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年五月二十六日

環境大臣　望月　義夫

一の8を次のように改める。

8　三陸復興国立公園

科名	種名
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ミズニラモドキ
ハナヤスリ	ヤマハナワラビ、エゾフユノハナワラビ、トネハナヤスリ